

令和4年度
第12回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和5年3月10日開会

高松市農業委員会

令和4年度第12回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和5年3月10日（金）午後2時開会

開催場所 高松市役所13階 大会議室

出席委員 22人（委員総数23人 但し、議席番号6番、23番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光（会長職務代理者第2）
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平
- 25番 白井 一美

欠席委員 1人

- 4番 佃 俊子

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 山上 浩平
- 農政課長補佐 森 亮介
- 農地係長 藤澤 英宣
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主幹 古免 範彰
- 主任主事 栗永 亘
- 主任技師 河合 良治

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について

議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

議案第15号 農用地利用配分計画（案）について

議案第16号 令和5年度最適化活動の目標設定等（案）について

報 告 ア 農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段面積（平成25年3月29日 高松市農業委員会告示第2号）の廃止をする公示（案）について

イ 農地法改正による下限面積要件の廃止に伴う農地法第3条第1項の許可に係る審査基準の一部改正の概要について

- ウ 高松市個人情報の保護に関する法律施行規程の制定（案）並びに高松市個人情報保護条例施行規程（平成 11 年高松市農業委員会規程第 1 号）の廃止について
- エ 農地法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和4年度第12回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の出席委員は23人中22人で、定例総会は成立しております。
欠席委員は、4番 佃 俊子委員の1人です。
それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は9番三好委員及び21番宮武委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償として貸付地の2分の1を無償譲渡することとなっております。

2番、3番は、第三者が転用するため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

転用の内容につきましては5条許可申請所有権23番のとおりとなっております。

4番、5番は、借入人の労力不足のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番、7番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番、9番、10番は、借入人の労力不足のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次のページを御覧ください。

11番、12番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

13番は、転用する予定のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書3ページを御覧ください。

1番、2番は、借人及び貸人が転用目的のため、返還を受けたものです。転用の内容につきましては4条許可申請2番、5条許可申請使用貸借3番のとおりです。

3番は、第三者に売買する予定のため、返還を受けたものです。所有権移転の内容につきましては3条許可申請所有権2番のとおりです。

4番は、第三者が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容につきましては、5条許可申請所有権6番のとおりです。

5番、6番は、第三者が転用するため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。転用の内容につきましては、5条許可申請使用貸借11番のとおりです。

7番は、第三者が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容につきましては、5条許可申請所有権18番・19番のとおりです。

次のページを御覧ください。

8番は、転用する予定のため、返還を受けたものです。

9番は、借人を個人から法人へと切り替えるため、返還を受けたものです。

10番は、第三者が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容につきましては、5条許可申請所有権20番、21番のとおりです。

11番、12番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

13番、14番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

次のページを御覧ください。

15番から18番は、市道への収用のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

19番は、新たな借人へ貸付予定のため、返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について13件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について19件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の三好委員より報告をお願いいたします。

三好委員 現地調査委員の三好です。

今回の特別現地調査委員は、宮武委員と私の2名であり、昨日3月9日に現地調査を実施しました。内容につきまして、農地法第4条の1番及び農地法第5条の所有権1番から5番まで私が報告し、6番から12番を宮武委員から報告申しあげます。今回、農地法第4条第1項の

規定による許可申請の特別議案1番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、申請地は、高松市立国分寺中学校西 1.5 キロメートルに在り、発電出力 249.9 キロワット、パネル1枚の面積約 2.17 平方メートルを 861 枚、26 基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は親から相続したものの遠方で、農地の維持管理が出来ず、長年に渡り耕作放棄地状態で、山林化していること、また、老後の安定した生活資金及び環境貢献も考慮し、太陽光発電事業を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和3年5月10日に再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、転用の確実性も認められます。

また、地元土地改良区及び水利組合との協議を終え、隣接農地関係者の同意も得ており、転用によって付近の土地へ被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書が提出され、集水柵を設置するなどの被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議からの許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申し上げます。

1番は、道路用地として転用申請するものです。立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、所有する賃貸マンション住人の、市道への通行の

利便性を図るため、開発道路間にある申請地を道路として申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、農家の住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地はことடன்新駅の整備に伴う市道整備事業の収用地となり、新たに住宅を建替えるもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が79.99平方メートルあります。

5条許可申請使用貸借5番、使用貸借返還通知1番に関連しています。

3番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、父が住宅隣接に駐車場を設置し、この度、誤って隣接農地に越境して建築したのが判明したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成23年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地の関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が320.26平方メートルあります。

4番は、発電出力49.5キロワット、パネル面積約1.63平方メートルを223枚、設置の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、労働力不足の為、農地の管理が困難となり将来の安定した収入を得るため太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成29年9月に経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族の増加に伴い住宅を増築しましたが、隣接農地に越境したことが判明したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成4年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が386.77平方メートルあります。

6番は、発電出力49.5キロワット、パネル面積約1.63平方メートルを360枚、設置の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は県外に居住しており、日常の農作業が不可能なため、自然環境を生かした太陽光発電用地として有効利用を図ったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和3年7月に経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、当初露天の土地を駐車場として利用していましたが、雨露をしのぐため住宅東に車庫を建築する際に、誤って農地の一部に越境して宅地拡張を行ったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます

併用宅地が309.13平方メートルあります。

8番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を新築する際に誤って隣接農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が281.59平方メートルあります。

9番は、農家の住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、父が子や孫たちが帰省した時、また慶事や法事等行事の居住場所として、現住宅の近傍に住宅離れを建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます

10番は、特別議案です。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について9件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

本件は、令和4年8月10日付けで仮設進入路用地として農地法第5条第1項の規定による一時転用許可申請をしていましたが、転用計画の変更による許可申請の取消願があったものです。農地法第5条許可申請所有権10番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、令和3年8月24日付けで、障がい者福祉施設2階建1棟、グループホーム2階建1棟として転用許可を受けていましたが、その内のグループホームにおいて、利用者の利便性を考慮し、当初計画の2階建1棟から平屋建1棟に変更し、許可後の事業計画変更申請をすることと、併せて、工事期間を令和4年4月1日から令和5年4月30日に変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、平成27年6月25日付けで、1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、近隣の事業所より貸駐車場の要望があったことから、露天貸駐車場に変更し、許可後の事業計画変更申請をすることと、併せて、工事期間を令和2年6月1日から令和5年5月31日に変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

3番は、令和3年9月10日付けで車庫用地として転用許可を受けていましたが、資材置場が必要となったことから、計画を見直した結果、車庫を隣接地に建築し、申請地には露天資材置場用地として事業計画変更申請をすることと、併せて、工事期間を令和5年4月1日から令和5年10月31日に変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

4番は、令和4年3月11日付けで、住宅2階建3棟の特定建築条件付売買予定地として転用許可を受けていましたが、今回、顧客からの要望により、住宅2階建1棟、平屋建1棟に計画

変更したため、当初の計画より建築面積が減少ことにより許可後の事業計画変更申請をするものです。なお、工事期間の変更はありません。

5番は、令和4年10月4日付けで、宅地分譲用地3区画として転用許可を受けていましたが、昨今の住宅事情により敷地面積が広い平屋建てに対応するため、宅地分譲2区画に計画変更したことにより、許可後の事業計画変更申請をすることと併せて、工事期間を令和5年10月1日から令和6年4月10日に変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

6番は、平成6年8月30日付けで、2階建1棟の住宅用地として転用許可を受けていましたが、多忙により建築できない状態が続いていましたが、近隣の事業所より貸駐車場の要望があったことから、露天貸駐車場に変更し、許可後の事業計画変更申請をすることと、併せて、工事期間を令和5年4月1日から令和5年4月10日に変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を三好委員から報告をお願いいたします。

三好委員 現地調査委員の三好です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は、所有権が12件となっております。うち3番、7番、8番、10番及び12番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。内容につきまして、引き続き、私から報告申し上げます。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

別紙の5条特別議案書1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立太田南小学校南西700メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地は市道に面し、市街地へのアクセスも良く、周辺は商業施設や医療施設も整備され、宅地分譲・共同住宅により宅地化も進み、住環境の優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。また、併用する農道・水路及び宅地が202.09平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番の申請地は、高松市立一宮小学校南西400メートルに在り、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集等を営む転用事業者が、今後、従業員の増加が見込まれるため、自社の隣接地を、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、県道三木・国分寺線に近く、交通の利便性が良く、転用事業者の本社に隣接しており、利用及び管理もしやすいこと、また、大型車両の出入りも容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番の申請地は、香川県立高松養護学校南200メートルに在り、建設業、貨物利用運送業、一般廃棄物収集運搬業等を営む法人の代表を務める転用者が、事業が順調に伸びていることに伴い、新たに従業員の駐車場及びカーゴ置場が必要になったため、自社の近隣で、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に接しており、交通の利便性が良く、また、本社にも近く、事業効率が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、排水についての土地改良区・水利組合の同意を得ており、転用の確実性が認められますが、隣接する農地関係者3名から、今のところ同意が得られていないものの、転用によって被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書が提出され、被害防除措置も適切であることから、問題はないと考えます。

使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

4番の申請地は、高松市立木太南小学校南東600メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地は市道に隣接し、ことでん木太東口駅にも近く、交通の利便性が良く、周辺は宅地分譲・共同住宅等により宅地化も進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する公衆用道路及び用悪水路が157.04平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

5番の申請地は、高松市立屋島中学校西1.2キロメートルに在り、機械、工具、電気機器、鉄鋼材料、工業用品の仕入販売・輸出及び不動産の賃貸を営む転用事業者が、現在、利用している資材置場が手狭になったこと、また、事務所北側にある貸店舗の駐車場が不足していることで、賃貸したい旨の要望を受け、露天貸駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、市道に接しており、本社の隣接地で、また、転用事業者が必要としている規模、立地条件からも適地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、6番からは、宮武委員が説明します。

宮武委員 現地調査員の宮武です。

引き続き、5条特別議案書2ページを御覧ください。

6番の申請地は、高松市立古高松南小学校南東100メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、南側が市道に面し、県道高松志度線に近く、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、大規模な分譲住宅等により宅地化も進み、住環境の良い地域であること、また、北側一帯は、同法人が転用許可を受け、開発する土地と隣接し、工事の都合も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

7番の申請地は、高松市立古高松南小学校東1.8キロメートルに在り、土木工事業を営む転用事業者が、近年の業務拡大に伴い、新たに資材の保管場所が必要になったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道高松志度線に近く、交通の利便性が良く、転用事業者の本社、資材・車両置場にも隣接し、事業の効率化も図られること、一方で譲渡人は、申請農地の形状が不整形で、耕作するのが困難であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が4,174.95平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

8番の申請地は、香川県立高松東高等学校西400メートルに在り、建築工事業、再生可能な自然エネルギーを利用した発電及び売電事業等を営む転用事業者が、新規に太陽光発電の施工受注が多く、工事の進行中でもあり、また、施工済みの修繕資材も保管する必要が生じたため、

新たに資材の保管場所の確保が急務となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は長尾街道に近く、交通の利便性及び利用がし易いこと、また、申請地は、長年、耕作放棄地状態になっており、身の丈ほどの雑草が生い茂る状態が続き、近隣住民及び農業関係者からも苦情が出て、対応に苦慮していたことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

9番の申請地は、高松市立大野小学校北400メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地は、市道に面しており、県道川東高松線へのアクセスも良く、周辺は、スーパーマーケット等の商業施設も整備され、宅地分譲・共同住宅により宅地化も進み、住環境の優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

続きまして、3ページを御覧ください。

10番の申請地は、高松市立円座小学校北400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は国道32号線に面し、法定外道路を拡幅し、開発道路として一体的に利用する計画で、これにより交通の利便性が良くなること、また、周辺は、教育・医療施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進んでいる、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する公衆用道路等が331.67平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

11番の申請地は、高松市立香南小学校南1.0キロメートルに在り、印刷物の企画、製版等を営む転用事業者が、業務の拡大に伴い従業員が増加し、従業員用駐車場を拡張するために、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北面と西面が市道に面しており、交通の利便性が良く、また、転用事業者の本社に道路を挟ん

で隣接しており、利便性が良く、既存の駐車場に面していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

12番の申請地は、高松市立国分寺中学校北500メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地は、同族法人が開発した住宅団地の開発道路に面し、国道11号線に近く、市街地へのアクセスも良く、周辺は商業施設や医療施設も整備され、宅地分譲・共同住宅により宅地化も進み、住環境の優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、農道・水路を挟んで隣接する農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する農道等が35.63平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権12件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。

なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに決定いたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、転用者が所有する賃貸マンションの居住者が南側にある開発道路へアクセスができるよう利便性を高めるため、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。4条許可申請1番に関連しています。

2番は、特別議案です。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、通信機器販売業を営む法人で、新規事業の設立により、従業員及び来客用の駐車場が既存の駐車場では不足するため、露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が221.44平方メートルあります。

5番、6番、特別議案です。

議案書10ページをご覧ください。

7番、8番は、特別議案です。

9番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、主要地方道塩江屋島西線に近く、交通の利便性も良く、周辺は、医療施設、商業施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

10番、11番は特別議案です。

議案書11ページを御覧ください。

12番は、幼稚園型認定こども園を運営する法人で、既存の駐車場が手狭なため、送迎の時間帯は路上駐車ができ、周辺に迷惑をかけていることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は特別議案です。

14番は、住宅の排水路用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の排水路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地561.77平方メートルあります。

15番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が14.98平方メートルあります。

16番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

18番の転用者は、建築工事業を営む個人で、現在共同住宅に居住しているが、事業が順調で高松市内や西讃方面の業務が増加したことから、新たな事務所兼住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、県道太田上町線や高松西インターチェンジにも近く、交通の利便性が良く、自宅も兼ねており、利用及び管理がしやすいことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

19番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道太田上町志度線に接し、交通の利便性も良く、周辺は、教育施設、医療施設、商業施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路が37.78平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

20番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、周辺は、教育施設、医療施設、商業施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知10番に関連しています。

議案書12ページを御覧ください。

21番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、周辺は、教育施設、医療施設、商業施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知10番に関連しています。

22番は、歯科医師である転用者が、この度歯科診療所を開業することになったことから、診療所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道三木国分寺線に接し、周辺は教育施設や商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、また、地元からの要望もあることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番の転用者は、農業用機械及び部品の販売並びに修理業を営む法人の代表者で、既存の農機具置場が手狭なことから、新たな貸農機具置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。18条6項通知2番、3番に関連しています。

24番、25番は、特別議案です。

26番は、現在、官舎住まいであるが、両親との同居をするのに住居が手狭なことから、義父所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、妻の実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、転用者が所有する農地への農道、農業用水路用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の農道、農業用水路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和52年に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地は造成済みですが、農地への進入路であることから無断転用扱いしないものです。

議案書13ページを御覧ください。

28番は、障がい福祉サービス事業を営む法人が、施設利用者や来客用の露天駐輪場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、既存の児童福祉施設と隣接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,719.43平方メートル有ります。

29-1番、29-2番は、特別議案です。

30番の転用者は、家族が増えたことに伴い、荷物も増えたことから、倉庫を建てるため、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和 51 年に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 164.10 平方メートルあります。

31-1 番、31-2 番は、親族が経営する運送会社の大型トラックが事業所へ進入するための貸進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、隣地にある事業所への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、31-2 番については、譲渡人も所有農地への進入路として利用することから持分を 2 分の 1 とするものです。

32 番は、特別議案です。

33 番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね 3 か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道西植田高松線に接し、交通の便が良く、周辺は、教育施設や商業施設が整備され、閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 14 ページを御覧ください。

34 番の転用者は、土木工事業を営む個人で、事業が順調に伸びてきたことに伴い、資材も増えて保管場所が必要になったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は東側が公衆用道路に接し、主要地方道三木綾川線へのアクセスも良く、自宅からも近く、利用及び管理がし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成 20 年頃に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

35 番は、現在、借家住まいであるが、子ども生まれ、住居が手狭となることから、親族所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家と隣接しており、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条許可申請使用貸借15番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書15ページを御覧ください。

1番は、建築工事、土木工事業等を営む法人が、現在利用している事務所兼社宅が老朽化したことに伴い、事務所を隣接地に建築し、申請地に社宅を建築するため、新たな社員住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に、東側が公衆用道路に接し、国道32号線に近く、交通の利便性が良く、既存事務所と隣接しており、利用及び管理がし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が450.69平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が15.00平方メートルあります。

2番も、現在借家住まいであるが、家財道具が増え、子も産まれる予定で住居が手狭となることから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番、4番は、現在借家住まいであるが、家財道具が増え、住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて、新たに農家住宅及び進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、進入路を介して北側が県道太田上町志度線に接し、実家と隣接し、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が 217.84 平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知 1 番、2 番に関連しています。

5 番は、ことでん新駅の整備に伴う市道整備事業の収用地となり、新たに住宅を建替えることから、親族所有の農地を借り受けて、住宅及び農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、収用地に住宅を建築するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が 79.99 平方メートルあります。農地法第 4 条許可申請 2 番に関連しています。

議案書 17 ページを御覧ください。

6 番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家からも近く、農業の手伝いや親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7 番も、現在、社宅住まいで、手狭であり、高齢の両親と同居するため、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道国分寺太田上町線に接し、実家と隣接しており、農業の手伝いや親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和 41 年頃に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 134.44 平方メートルあります。

8 番も、現在借家住まいであるが、子の成長に伴い、住居が手狭となっていることから、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 80.55 平方メートルあります。

9番は、既存の住宅に自家用車を停めるスペースを確保するため、妻所有の農地を借り受けて、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和62年頃に建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が199.83平方メートルあります。

10番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道太田上町志度線に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、現在、借家住まいで、子が生まれ住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が公衆用道路に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知5番、6番に関連しています。

議案書18ページを御覧ください。

12番も、現在、借家住まいで、家財道具も増え、住居が手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家と隣接しており、農業の手伝いや親の面倒も見られることや、土地改良事業区域内の縁辺部で、集落に接続して設置されるもので第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番も、現在、借家住まいで、住居が手狭なことから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14番も、現在借家住まいであるが、住居が手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道の接し、実家と近接しており、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番も、現在、借家住まいであるが、子ども生まれ、住居が手狭となることから、親族所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家と隣接しており、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条許可申請所有権35番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権23件、賃借権1件、使用貸借15件、計39件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転について御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、所有者の労働力不足による農業廃止により、農地及び耕作の引受を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番、3番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、2番は水稻を、3番はみかんを栽培するものです。なお、2番につきましては、使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

4番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

5番、6番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、5番はみかんを、6番は水稻及び麦の作付けをするものです。

7番は、所有者の労働力不足により、農地及び耕作の引受を希望する譲受人が取得するもので、取得後は大根及び人参を栽培するものです。

8番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はみかんを栽培するものです。

9番は、経営規模の拡大を希望する分家独立した譲受人が取得するもので、取得後はみかん、栗、すだちを栽培するものです。

10番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜、果樹の栽培をするものです。

次のページを御覧ください。

11番は、所有者の労働力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹を栽培するものです。下限面積につきましては、3条許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件は満たしています。

12番は、所有者の要望により、耕作人が取得するもので、取得後は季節野菜を栽培するものです。

13番は、所有者の高齢化による経営縮小のため、新規就農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は柑橘類を栽培するものです。下限面積につきましては、3条許可申請使用貸借2番が同時に提出されており、要件は満たしています。

14番は、所有者の高齢化による経営縮小のため、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はオリーブを栽培するものです。

15番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、季節野菜を栽培するものです。下限面積につきましては、3条許可申請使用貸借3番が同時に提出されており、要件は満たしています。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

次のページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて果樹を栽培するものです。

下限面積の関係で、先ほど説明した3条許可申請所有権11番に関連しています。

2番は、新規就農を希望する借人が3年間借り受けて柑橘類を栽培するものです。

下限面積の関係で、3条許可申請所有権13番に関連しています。

3番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けてみかんを栽培するものです。

下限面積の関係で、3条許可申請所有権15番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転15件、使用貸借3件御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書22ページを御覧ください。

1番は、平成元年頃から、水路として、4番は、昭和60年頃から、農業用の納屋として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

2番は、平成9年頃から3番は平成6年頃から、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書23ページを御覧ください。

1番は、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤農地係長 それでは、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。令和5年2月28日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。申請のあった案件については、各地区部会において現地調査および御審議いただいたところ、掲載案件については、問題の無い旨の報告を受けております。

資料の内容について、御説明いたします。1ページを御覧ください。今回は、事業用等の一般案件ではなく、6月、10月、2月に受け付けております、自己住宅及び農業用施設用地に係る「特例の除外申請」であります。まず、農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番および除外後の用途が、1ページから2ページ上段にかけて、各地区順に記載されております。2ページを御覧いただきまして、中ほどの表に、今回の除外後の用途区分ごとの総件数および総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、件数が5件、合計面積で2,338.40平方メートルでございまして、次に最後の3ページを御覧ください。申請地を露天農作業場用地とするため、農用地利用計画の4つの用途区分(農地 採草放牧地 混牧林地 農業用施設用地)の中で農地から農業用施設用地に用途区分の変更をするもので、対象地番および面積が記載されております。下段の表に、今回の変更する用途区分の、件数および面積が記載されており、その右端に、合計欄がございまして、件数で1件、合計面積で165平方メートルです。

以上 議案11号について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 11 号については原案のとおり異議ない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第 12 号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 16 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第 12 号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 16 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

議案第 12 号の内、新規案件としての、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 16 条第 1 項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

次に、資料 2-1-1 の 2 ページをお開きください。令和 5 年 2 月 6 日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは 3 ページのとおり、同年 1 月 31 日付けで香川県知事宛に、協議者から土地開発行為協議書が提出されたことによるものです。

5 ページをお開きください。位置図を付しています。

申請地は、西植田町の山林等、合計面積 0.7059ha です。

土地開発行為の目的は、建設用土を採取するもので、期間 36 か月で、切土量約 48,000 立法メートルを計画。完了時には、植林し山林復旧するものです。

ページを戻って頂いて、3 ページを御覧ください。

開発計画の内容は下段に記載のとおりで、防災施設関係として暗渠工・水路工・法面緑化工・沈砂池の施工を計画しているものです。

6 ページ以降には、工程表、地積図、土地利用計画図、を付しています。

2 月 24 日（金）に、地区担当委員及び事務局職員で現地確認した結果、開発区域内及び下流域に農地及び農業用施設があることを確認しました。

開発区域内の農地に関しては、農地法（昭和 27 年 法律第 229 号）第 5 条第 1 項に係る一時転用許可申請について、協議者から事務局に事前協議があり、現在、同許可申請準備中であることから、地区部会で協議した結果、高松市長には、1 ページの下段、番号 5 の案のとおり、「開発区域内の農地に関しては、農地法（昭和 27 年 法律第 229 号）に規定する転用許可を受けた後、開発行為に着手すること。

また、開発行為を行う場合には、開発区域内及び下流域にある農業用施設並びに下流域にある農地、農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」と回答したいと考えております。

次に、資料 2-1-2 の 2 ページをお開きください。令和 5 年 2 月 6 日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは 3 ページのとおり、同年 1 月 31 日付けで香川県知事宛に、協議者から土地開発行為協議書が提出されたことによるものです。

4 ページをお開きください。位置図を付しています。

申請地は、綾川町との境に位置する塩江町安原下の山林等、合計面積0.6924haです。期間36か月で、切土量約42,000立法メートルを計画。その後、植林し山林復旧するものです。

ページを戻っていただいて、3ページを御覧ください。

開発計画の内容は下段に記載のとおりで、防災施設関係として暗渠工・水路工・法面緑化工・沈砂池の施工を計画しているものです。

5ページ以降には、工程表、土地利用計画平面図等を付しています。

2月22日(水)に地区担当委員と事務局職員で現地調査を実施し、開発区域の下流域に農地及び農業用施設があることを確認しました。

地区部会で協議した結果、高松市長には、1ページの下段、番号5の案のとおり、「開発に当たっては、開発区域の下流域にある農地、農業用施設及び農作物に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」と回答したいと考えております。

次に、既に開発許可を受けた案件で、変更、期間延長が必要となったものとして みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料2-2-1の2ページを御覧ください。令和5年1月24日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、同年1月19日付けで、協議者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

開発行為を行う土地は高松市庵治町の山林で、合計面積0.9280haです。

4ページに位置図を、5ページ以降には平面図、工程表を付しています。

ページを戻っていただいて、1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、土砂の採取を行い、採取後に産業廃棄物積替保管場所として利用するもので、この度の変更協議は、土砂の需要の減少により予定期間内に事業が終了することが出来ず、完了日を令和8年3月22日まで、3年間延長するものです。

2月24日(金)に地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地及び農業用施設が存在することを確認しました。

地区部会で協議した結果、高松市長には、下段、番号5の案のとおり、「開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業用施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

次に、資料2-2-2の2ページを御覧ください。令和5年2月6日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、同年1月30日付けで協議者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

開発行為を行う土地は高松市牟礼町の山林、合計面積0.8928ヘクタールです。

4ページに位置図を、5ページ以降には利用計画平面図、工程表を付しています。

ページを戻っていただいて、資料の1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、土砂の採取を行い採取後に山林復旧を行うもので、この度の変更協議は、土砂の需要の減少により、予定期間に事業が終了することが出来ず、完了日を令和8年3月11日まで、3年間延長するものです。

2月24日（金）に地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地及び農業用施設が存在することを確認しました。

地区部会で協議した結果、高松市長には、下段、番号5の案のとおり、「開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業用施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

次に、資料2-2-3の2ページを御覧ください。令和5年2月20日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、同年2月14日付けで協議者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

申請地は、高松市三谷町の山林、0.9790ヘクタールです。

4ページに位置図を、5ページ以降には土地利用計画平面図、工程表等を付しています。

ページを戻っていただいて、1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、土石の採取後資材置場造成するもので、この度の変更協議は、事業継続に伴う土石の採取計画の見直し及び目的の変更をするものです。

2月22日（水）に地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地及び農業用施設が存在することを確認しました。

地区部会で協議した結果、高松市長には、下段、番号5の案のとおり、「開発行為を行う場合には、開発区域の下流域にある農地、農作物及び農業用施設に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

最後に、資料2-2-4の2ページを御覧ください。令和5年2月6日付けで高松市長から開発計画に係る意見照会がありました。

これは3ページのとおり、同年1月30日付けで香川県知事宛に、協議者から土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

申請地は、西植田町の山林等、合計面積0.9147ヘクタールで、開発行為の目的は、花崗土採取及び建設残土埋立後資材置場用地として造成を行うものです。

当初は、令和5年3月19日までに開発行為の完了を予定していましたが、建設残土埋立が予定通り進まず、当初の工事内容を変更せず、完了日を令和8年3月19日まで延長するものです。

6ページ以降には、位置図、工程表、地籍図、土地利用計画図を付しています。

ページを戻っていただいて、1ページを御覧ください。

2月24日（金）に地区担当委員と事務局担当で現地調査を実施したところ、開発区域内に農業用施設が、下流域に農地及び農業用施設があることを確認したことから、地区部会で協議した結果、高松市長には、下段、番号5の案のとおり「開発行為を行う場合には、開発区域内

の農業用施設に、また、開発区域の下流域にある農地、農作物及び農業用施設に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」と回答したいと考えております。

以上、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について2件、同第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について4件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申し上げます。

資料3の2ページを御覧ください。

令和5年2月20日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。これは3ページのとおり、同年2月14日付けで採石事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

4ページ以降には、位置図、利用計画図等を付しています。

ページを戻っていただいて、1ページを御覧ください。申請者及び土石の採取場は、議案第12号資料2-2-3で説明しました、みどり豊かでうるおいのある県土づくり18条第1項と採取場区域は同一であり、現地調査も土地開発行為の協議に係る調査と併せて実施しております。

地区部会において協議した結果、採取場の下流域には農地及び農業用施設があることから、高松市長には、番号4の案のとおり、「採取に当たり、採取場の下流域にある農地、農作物及び農業用施設に影響を及ぼさないよう万全を期すこと。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 13 号については、原案のとおり意見決定し、回答することいたしました。

次に、議案第 14 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第 14 号、農用地利用集積計画の決定について御説明申しあげます。資料 4 を御覧ください。

本年、1 月 18 日から 31 日にかけて開催しました農業相談会において受付をした、利用権設定について、農用地利用集積計画を策定するにあたり、令和 5 年 3 月 7 日付けで高松市長より農業委員会の決定を求められているものです。なお、高松市の公告予定日は 3 月 31 日となっております。

資料を 1 枚めくっていただきまして、2 ページの総括表を御覧ください。これが全体の合計で、申出件数の合計が 507 件となっており、面積は全体で 1,333,572.15 平方メートルとなっております。3 ページと 4 ページの表は 2 ページの表の内訳です。3 ページの表が農業委員会による相対での貸借で、4 ページの表が香川県農地機構を通じた貸借となっており、面積比較で今回の農地集積の 48.6 パーセントが農地機構を利用したものとなっております。

以下、5 ページから 23 ページが農業委員会による相対での貸借の明細表で、24 ページから 40 ページまでが香川県農地機構を通じた貸借の明細表となっております。

以上、議案第 14 号、農用地利用集積計画の決定について、御審議いただきますようお願い申しあげます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 14 号については、原案のとおり決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 14 号については原案のとおり決定する旨、回答することといたします。

次に、議案第 15 号、農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第 15 号、農用地利用配分計画(案)について御説明申しあげます。資料 5 を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し、貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用配分計画を作成するに当って、令和 5 年 2 月 20 日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は 3 月 31 日となっております。

一枚めくっていただきまして、2 ページの農用地利用配分計画案を御覧ください。

明細書の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と

設定する権利の内容となっています。貸付の期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

番号1番から15ページの221番までの農地については、これまで個人で借受けしていた方が法人化したための変更手続きであり、実質的な耕作者は変わっておりません。

番号222番から227番までの農地については、農事組合法人が借受していた農地について、この農地を耕作していた農業者が、法人から独立して個人名義で借り受けることになったものです。

以上、議案第15号、農用地利用配分計画（案）について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号については、異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第15号については、異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第16号、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第16号、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について御説明申し上げます。資料6を御覧ください。

昨年までは、毎年6月の定例総会において前年度の活動の点検・評価と、その年度の活動目標を決定しておりましたが、基盤法の改正に伴い、今年から3月末までに翌年度の活動目標を作成し国・県に報告し、4月末までにホームページで公表することになりました。そのために本日の定例総会に議案としてお諮りいたしますが、まだ年度が満了していないため、この中で使う農地集積面積や遊休農地面積の数値は、未確定の暫定値であり、4月末の公表までに数値を修正する場合がありますので、その点あらかじめ御承知おきください。

1ページを御覧ください。

Iの1は、令和5年4月1日時点の農業委員会の体制です。

2の農家・農地等の概要は、それぞれの調査方法に基づく農家・農地・認定農業者等の数値です。

2ページを御覧ください。最適化活動の目標です。

1の（1）の農地集積については、①の表の現状とありますが、令和5年4月1日時点の集積面積と集積率の見込みです。

②の令和5年度の集積面積の目標は、1年あたりの新規集積目標面積は248ヘクタールとなっております。

次に（2）の遊休農地の解消についてです。

①の表の現状の部分が、令和4年度の利用状況調査の結果の見込みの数値です。

②の目標については昨年度の数値のままとしており、

アのa、緑区分の遊休農地の単年度解消目標は、20ヘクタールとしています。

次にb、黄区分の遊休農地については、解消のための工程表を作製することとしています。

イの令和4年度に新規発生した緑区分の遊休農地については、令和5年度内に全て解消することとしています。

3ページを御覧ください。

(3) 新規参入の促進については、令和2年度から4年度までの新規参入実績はここに記載のとおりです。

②の目標は、直近3年間の権利移動面積の平均値の10分の1の面積26.1ヘクタールの農地について、令和5年中に「新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する」ことを目標とすることが求められています。

2の最適化活動の活動目標ですが、(1)最適化活動を行う委員一人当たりの目標日数は、4年度と同じく一ヶ月あたり6日を目標としています。

(2)活動強化月間の設定は、令和4年度と同様に、農業相談会のある8月と1月を農地集積の強化月間とし、農地の利用状況調査がある9月を遊休農地対策の強化月間としています。

最後に(3)新規参入相談会への参加目標は年4回としています。

以上、令和5年度の最適化活動の目標設定については、本日御承認をいただいた後、県へ報告すると共に、4月末までにホームページで公表いたします。

なお、令和4年度の活動の点検・評価については、改めて5月の定例総会でお諮りする予定です。説明は以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第16号について承認することに御異議ありませんか。御異議がないようでありますので、議案第16号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

報告案件ア 農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段面積（平成25年3月29日 高松市農業委員会告示第2号）の廃止をする公示（案）について、事務局の報告を求めます。

藤澤農地係長 農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段面積（平成25年3月29日 高松市農業委員会告示第2号）の廃止をする公示（案）について、御報告いたします。

資料7を御覧ください。

これは、令和4年5月27日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、同年11月28日に同法の施行期日を定める政令が交付され、その施行日が令和5年4月1日となったことにより、同日以降の農地法第3条第1項の規定による許可申請における審査基準の一つである下限面積要件及び別段面積要件は、適用されなくなることから、本市農業委員会が農地法施行規則第17条の基準に従い、平成25年3月29日に農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積を定めておりましたが、今回、これを令和5年3月31日をもって廃止をする公示を行うものです。

資料の裏面に高松市農業委員会告示第2号を掲載しておりますが、今までは本市島嶼地区で5アール、本土地区で20アールと定めておりました。

資料の表を御覧いただきまして、これを今回、高松市農業委員会告示（案）のとおり廃止公告を行うものです。

農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段面積の廃止をする告示（案）についての報告は以上です。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、次に、報告事項 イ農地法改正による下限面積要件の廃止に伴う農地法第3条第1項の許可に係る審査基準の一部改正の概要について、事務局の報告及び説明を求めます。

藤澤農地係長 報告案件イ 農地法改正による下限面積要件の廃止に伴う農地法第3条第1項の許可に係る審査基準の一部改正の概要について御報告申し上げます。

資料8を御覧ください。

これは、先ほどご報告申し上げました公告の廃止に伴い、本市農業委員会が定める農地法第3条関係の審査基準を一部改正することに伴う概要について、説明させていただきます。

（資料の表を説明）

参考資料としまして、一般社団法人香川県農業会議所作成の「農地法第3条（農地等の権利移動の制限）第2項の許可基準についてを添付しております。時間との関係上、抜粋して説明させていただきます。

このようなことから、今後は委員及び事務局職員で実施している現地調査及び要件審査につきまして、許可の判断が一層難しくなる事も考えられますが、今後の事務処理基準の改定等の国からの通知がございましたら、都度、委員皆様方にお示ししていきたいと考えております。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、次に、報告事項 ウ農高松市個人情報の保護に関する法律施行規程の制定（案）並びに高松市個人情報保護条例施行規程（平成11年高松市農業委員会規程第1号）の廃止について、事務局の報告及び説明を求めます。

森課長補佐 報告案件ウ 高松市個人情報の保護に関する法律施行規程の制定（案）並びに高松市個人情報保護条例施行規程（平成11年高松市農業委員会規程第1号）の廃止について御説明申し上げます。

資料9の1ページを御覧ください。

本件は、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的とする個人情報の保護に関する法律の一部改正及び高松市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、農業委員会において個人情報の保護に関する法律施行規程を制定するものです。

なお、来月1日から改正法の適用を受けることから、現行条例を廃止するとともに、新たに制定する法律施行条例の必要な手続や様式などについて規定する法律施行細則も併せて制定す

るもので、本農業委員会の規程についても同様の手続を行うこととなります。1ページ目には制定する施行規程（案）、2ページ目には廃止する施行規程を記載しております。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、次に、報告事項エ農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

藤澤農地係長 報告案件エ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料10を御覧ください。

令和5年2月7日から令和5年3月6日分まででございます。まず、許可件数でございますが、1月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が1件、2月議決分といたしまして4条が9件、5条が17件、合計で4条が9件、5条が18件です。許可保留件数につきましては、1月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が12件、2月議決分といたしまして、4条が0件、5条が5件、合計で4条が0件、5条が17件です。取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留等の内容について御説明申し上げます。1ページを御覧ください。まず、4条関係では許可保留案件はありませんでした。

2ページを御覧ください。次に5条関係です。令和4年1月議決分の所有25番、30番が、開発許可未了により、許可保留になっております。次に11月議決分の所有権、10番、11番が、表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、道路工事承認、法定外占用未了により、現在、許可保留となっております。次に12月議決分の所有権、5番が、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。次に、令和5年1月議決分の所有権5-1・-2番、7番、9番、21-1・-2番及び賃借権1番が、表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、道路工事承認、法定外占用未了により、現在、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。次に、令和5年2月議決分の所有権5番、7番、9番、14番、15番が、表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、道路工事承認、法定外占用未了により、現在、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。同じく2月議決分で、所有権18番が、法定外占用、道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。今回の許可状況の報告は以上です。また、令和4年1月議決分の25番・30番について、25番は計画が今現在も煮詰まってないので、協議した結果、来月に一旦、取下げをすることで調整いたしました。30番は、先月の28日に本受付されており、そこから約2週間で許可となることから、来週早々に許可予定です。今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和4年度第12回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時41分 閉会